

東京都板橋区防災行政用無線局（固定局）運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東京都板橋区防災行政用無線局管理運用規程第10条の規定に基づき、固定局の運用について必要な事項を定めるものとする。

（放送の種類）

第2条 放送の種類は、区政に関する放送及び緊急放送とする。

（放送事項）

第3条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）板橋区地域防災計画に基づく災害対策に関するもの。
- （2）人命その他特に緊急かつ重要なもの。
- （3）区政の普及および周知連絡に関するもの。
- （4）その他区民の福祉に関するもの。
- （5）国、都、その他公共的機関からの周知連絡に関するもの。

（放送時間）

第4条 放送時間は、次のとおりとする。

- （1）区政に関する放送は、必要に応じ随時行うものとする。
- （2）緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき放送する。
- （3）放送は緊急放送を除き、必要最小限に行うよう努めなければならない。

（放送の申込み）

第5条 放送する場合の手続は、次の各号の定めるところによる。

- （1）各部長等は、所掌事務について放送によって区民に周知する必要がある場合は、防災無線放送依頼書（第1号様式）を危機管理部長に提出しなければならない。
 - （2）他の公共機関が無線による広報を希望するときは、防災無線放送依頼書（第2号様式）を危機管理部長に提出しなければならない。
- 2 危機管理部長は、前項の依頼を受けたときは、その内容について第3条の規定に該当するか否かを判断し、放送の可否を決定しなければならない。この場合、放送しないことに決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

（放送の制限）

第6条 総括管理者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の記録）

第7条 無線従事者及び無線取扱者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（放送方法）

第8条 放送の方法は、当該放送内容により次のいずれかの方法とする。

- （1）緊急一斉放送
- （2）一斉放送
- （3）地域別放送（地域センター所管区域別）
- （4）個別放送

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月7日一部改正）

この要綱は、平成16年10月7日から施行する。

付則(平成18年4月1日一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則(平成25年4月1日一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則(平成27年4月1日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則(令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防災無線放送依頼書

危機管理部長 様				年 月 日	
				部長	
所 属	課			係	
担当者			連絡先		
件 名					
目的及び理由					
定 時 放送希望日 緊 急	年 月 日 から 年 月 日 まで		前 午 時 分の放送 後		
放 送 地 域	1 . 区内全域	2 .	地区	3 .	地区
放 送 内 容					

第2号様式

防 災 無 線 放 送 依 頼 書

(宛先) 板橋区危機管理部長		年 月 日	
		団 体 名 代表者氏名	
担当者		連絡先	
件 名			
目的及び理由			
定 時 放送希望日 緊 急	年 月 日 から 年 月 日 まで	前 午 時 分の放送 後	
放 送 地 域	1 . 区内全域	2 . 地区	3 . 地区
放 送 内 容			